

令和3年 第12回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年5月15日（土）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第12回 八千代市選挙管理委員会

1	開会時刻	午後1時30分	
2	開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3	出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
		委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4	出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
		主査 澁谷悠太	
5	会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて</p> <p>第4号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第5号 選挙運動に関する支出金額の制限額について</p> <p>第6号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任）</p> <p>第7号 専決処分の承認を求めることについて（期日前投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第8号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第9号 専決処分の承認を求めることについて（期日前投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第10号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任）</p> <p>第11号 専決処分の承認を求めることについて（期日前投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第12号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票立会人の解任及び選任）</p>	
6	閉会時刻	午後3時30分	
7	公開又は非公開	公開	
8	傍聴人数	0名	

発 言 者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第12回八千代市選挙管理委員会は成立しました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p> <p>次に、議案第1号の審議を行う前に、本日追加された議案が5件ございますので、まずは本日の委員会日程に追加することを審議いたしたいと思っております。</p> <p>議案内容につきましては、お手元の配布資料のとおり、でございます。</p> <p>追加議案につきましては、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、緊急を要することから本日の会議に付議されておりますので、本日の委員会日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p> <p>審議につきまして、議案第6号から、追加議案を含め、議案第12号までが専決処分の承認となるため、後ほど一括して審議を行いたいと思っておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第3項の規定により、令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における選挙時登録として、令和3年5月15日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する者を、本日付けで登録するものです。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>なお、今回は県知事選挙時の登録以降に、新たに資格を有する者を登録するものであり、年齢要件としては平成15年3月23日から平成15年5月24日までに生まれた者、住所要件としては令和2年12月4日から令和3年2月15日までに転入届を提出した者で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録された者を登録するものであります。</p> <p>新規登録者数は、年齢到達者359人、転入者1,361人の併せて1,720人となります。</p> <p>なお年齢要件は選挙期日現在で算定し登録することが通例となっております。</p> <p>これから、新規登録者の名簿をご覧くださいますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は、「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が272人、同条第2号事</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>由である転出後4か月経過による転出抹消者数が770人であり、合計の人数は1,042人となります。</p> <p>これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号の規定により、選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を次のとおり定める。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本日選挙人名簿を作成した後、告示日から選挙期日までの7日間は委員会が開催されないことから、転出後4か月を経過する者の抹消を、議案のとおり行いたいとするものです。</p> <p>なお、投票日当日の5月23日につきましては、当日開催いたします委員会において、議案として諮らせていただきます。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって，本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に，議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数，地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求），第80条第1項（議員の解職の請求），第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長，選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第5条第15項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は，それぞれ次のとおりである。</p> <p>以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法による，「条例の制定及び改廃の請求」及び「監査の請求」並びに市町村の合併の特例に関する法律による「合併協議会設置の請求」及び「同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求」につきまし</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ては、選挙権を有する者の50分の1の数 3,313人</p> <p>2 地方自治法による「議会の解散の請求」, 「議員の解職の請求」, 「長の解職の請求」及び「副市長, 選挙管理委員又は監査委員の解職の請求」並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による「教育委員会の教育長又は委員の解職の請求」につきましては, 選挙権を有する者の3分の1の数 55,206人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律による「合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求」及び「同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求」につきましては選挙権を有する者の6分の1の数 27,603人</p> <p>本議案は, 今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき議案の各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり, 告示をすることになります。</p> <p>なお, 「選挙人名簿登録者数」165,618人をそれぞれ等分して, 少数点以下が生じた場合は, 切り上げることとなっております。</p> <p>以上, ご審議の程, お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより, 議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより, 議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。</p> <p>本案は, 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって, 本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に, 議案第5号「選挙運動に関する支出金額の制限額について」を議題といたします。事務局より説明願いま</p>

発言者	発 言 要 旨
	す。
局 長	<p>議案第5号「選挙運動に関する支出金額の制限額について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による候補者一人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>選挙運動に関する支出金額の制限額につきましては、公職選挙法第194条に規定されておりますが、</p> <p>八千代市長選挙につきましては、選挙の告示日における選挙人名簿登録者数に、同法施行令第127条第1項で定める額（81円）を乗じて得た額と固定額（310万円）を合算した額とされていることから、16,515,100円となります。</p> <p>また、八千代市議会議員補欠選挙につきましては、選挙人名簿登録者数を議員の定数（28人）で除して得た数に、（501円）を乗じて得た額と固定額（220万円）を合算した額とされていることから、5,163,400円となります。</p> <p>なお、本件は、告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第5号「選挙運動に関する支出金額の制限額について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第6号から議案第12号までにつきましては、「専決処分の承認を求めることについて」が議題とな</p>

発言者	発 言 要 旨
	りますので、一括して事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第6号をご覧ください。</p> <p>議案第6号「専決処分を求めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者職務代理者を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。</p> <p>「投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会補欠選挙における投票所の投票管理者職務代理者を次のとおり解任し選任する。</p> <p>なお、議案第7号から第12号につきましても、解任及び選任することについての専決処分の承認を求めるものですので、音読は省略させていただきます。</p> <p>それでは各議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>議案第6号は投票管理者職務代理者から、やむを得ない事情により、職務を行うことができない旨の申し出があったことから、専決により解任し、新たな投票管理者職務代理者を選任したものでございます。</p> <p>議案第7号は同様の理由により、期日前投票所の投票立会人を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>議案第8号は、投票立会人を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>議案第9号は、期日前投票所の投票立会人を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>議案第10号は、投票管理者職務代理者を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>議案第11号は、期日前投票所の投票立会人を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>議案第12号は、投票立会人を解任し新たに選任したものでございます。</p> <p>なお、専決日につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>「専決処分の承認を求めることについて」の説明は、以上になります。ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第6号から議案第12号までについて、一括して質疑を行います。

発言者	発 言 要 旨
	質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第6号から議案第12号の「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。
局 長	連絡事項 ・ 次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第12回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。